

新しい村の指定管理について

1. 目的

現在の指定管理期間満了（令和 5 年 3 月 31 日）に伴い、改めて指定管理者の選定を行うために、募集条件を提示するものです。

2. 候補者の選定方法等

特命指定（指定事業者：株式会社新しい村）

- ・新しい村の運営については、平成 28 年から令和元年までの 4 年間で町直営で行い、その運営のなかで、株式会社新しい村の経営再建に取り組み、その結果として令和 2 年から特命指定により、再度、指定管理者制度を導入しております。また、指定管理導入後は、地産地消モデル事業において、森の市場「結」、森のカフェなどの売上、客数ともに上昇傾向。農家支援・農業サービス事業においては、育苗の販売枚数、売上、農作業の受託実績も上昇。農業体験・農園交流事業では、集落農園「結の里」の利用率は 100%を維持し、田植え・稲刈り体験などは、コロナウイルス感染症による影響があるものの町内外から多くの方の参加があり、総じて、農のあるまちづくりを具現化する施設として良好な運営を継続しています。以上のことから、特命指定による運営を継続するものです。

3. 指定期間

5 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）

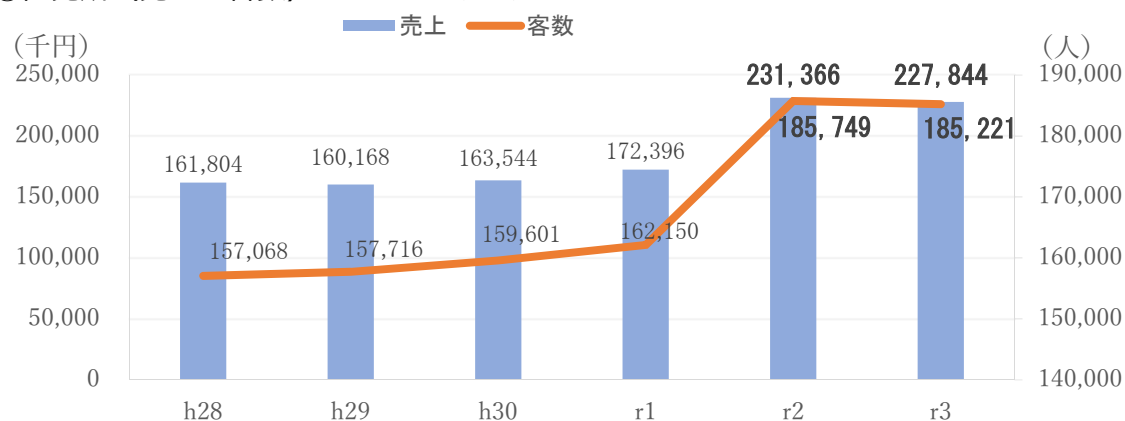
- ・指定管理者において、長期的な視点に立って安定した事業計画ができます。
- ・事業展開にあたり、指定管理者の主体的な施設整備、改善等が期待できます。
- ・これらを通じて利用者へのサービス向上が期待できます。

4. 指定管理者候補者選定委員会の予定

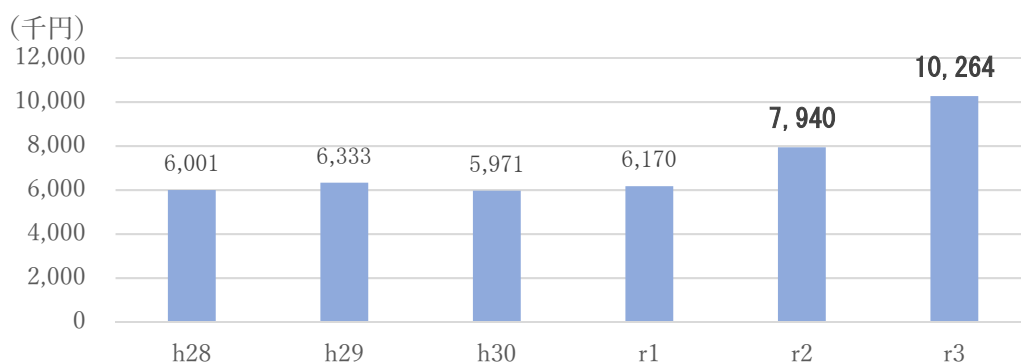
8 月～9 月	応募書類の受付、公募委員の募集
10 月	指定管理者候補者選定委員会の開催
12 月	12 月議会に上程

5. 新しい村の売上などの状況

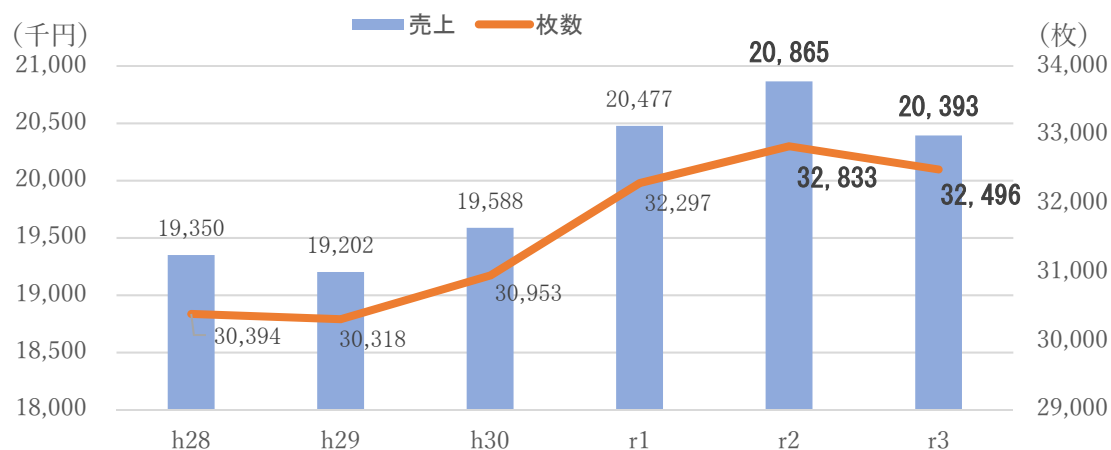
①直売所（売上・客数）※POSレジデータ



②カフェ（売上）※POSレジデータ



③育苗（販売枚数・売上）



④農業体験（田植え・稲刈り）

